



【重要】確認項目

- 次の①～③で1つ以上該当する場合は追検査の対象となる。
- ①発熱の症状がある(37.5度以上)
(もしくは平熱比+1度超過)
 - ②息苦しさ(呼吸困難)がある
 - ③強いだるさ(倦怠感)がある
- 上記のほかに、次の④～⑨が2つ以上該当する場合も、追検査の対象となる。
- ④味を感じない(味覚障害がある)
 - ⑤臭いを感じない(嗅覚障害がある)
 - ⑥咳の症状が続いている
 - ⑦咽頭痛が続いている
 - ⑧下痢をしている
(持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く)
 - ⑨過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる。
- ※海外から入国して受検する場合、
入国後の待機期間中は受検できない。